

養育費不払問題の解消に向けた対策の強化を求める意見書

養育費の不払は、こどもの貧困率を高める要因の一つであることから解決すべき問題として近年注目されている。

平成28年の厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の支払を継続して受けている母子世帯は約24.3%であり、4分の3以上の母子世帯は養育費の支払を受けていない状況にある。

このような中、離婚後の養育費不払問題の対策を議論していた法務省の「養育費不払い解消に向けた検討会議」は、令和2年12月21日、民法上の権利として、養育費請求権を明確に規定すべきとする提言の報告書をまとめた。報告書では、養育費不払は全国で約140万世帯とされるひとり親家庭のこどもの暮らしに直結すると指摘しており、離婚届の提出時に自発的に養育費に関する取決めを届け出ると優遇措置が受けられる制度の創設や、新たな法整備を行い、公的機関が代わって回収する強制徴収制度の検討なども提言している。

養育費は、こどもの最善の利益を図る観点から考慮されるべきものであり、こどもが健やかに成長し、成人して自立していくために必要な費用として積極的な確保策が必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、法整備を含め、養育費の支払の継続を支援する制度の創設など、養育費不払問題の解消に向けた対策の強化を早急に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年3月30日

江東区議会議長 若林 しげる

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て